

## 山口大学情報ネットワークシステム接続利用細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、山口大学 ICT 基盤センター規則（平成 16 年規則第 147 号）第 11 の規定に基づき、山口大学（以下「本学」という。）におけるネットワークを利用した教育・研究その他の情報通信を安全かつ有効に行うため、山口大学情報ネットワークシステム（以下「YUNET」という。）の接続利用に関し、必要な事項を定める。

### (接続の資格)

第2条 独自に構築したネットワーク（以下「サブネット」という。）又は機器（以下「ホスト」という。）を YUNET に接続できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学の教職員

(2) その他特に ICT 基盤センター長（以下「センター長」という。）が適当と認められた者

### (接続の申請)

第3条 サブネット又はホストを YUNET に接続しようとする者（以下「接続責任者」という。）は、所定の申請書を山口大学情報ネットワークシステム管理に関する細則第3条第3項に規定する支線管理者（以下「支線管理者」という。）の承認を得てセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

### (接続の許可)

第4条 センター長は、前条の申請を許可したときは、サブネット又はホストに IP アドレスを付与し、支線管理者を経由して接続責任者に通知する。

### (接続責任者の責務)

第5条 接続責任者は、サブネット又はホストの管理及び運用を自らの責任において行う。

2 接続責任者は、サブネット又はホストの YUNET への接続に際し、YUNET の通信の妨害、傍受等の行為で YUNET の運用を妨げてはならない。

3 接続責任者は、サブネット又はホストの接続が原因で YUNET に障害を与えた場合は、その責任を負わなければならない。

### (通信プロトコル)

第6条 YUNET の通信プロトコルは TCP/IP とする。

### (事前協議)

第7条 接続責任者は、次の各号のいずれかに該当する目的で接続の申請を行う場合は、あらかじめセンター長と協議しなければならない。

(1) 教育用計算機システム等のように多数のホスト又は多数のホストが接続されているサブネットを YUNET に接続しようとするとき。

(2) 複数の部局にまたがって多数のホスト又は多数のホストが接続されているサブネットを同時に接続しようとするとき。

(3) TCP/IP 以外の通信プロトコルを用いて YUNET に接続しようとするとき。

(接続の変更)

第 8 条 接続責任者は、YUNET への接続に変更が生じた場合は、支線管理者を経由して所定の申請書をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

(接続の廃止)

第 9 条 接続責任者は、サブネット又はホストの YUNET への接続を取りやめる場合は、接続の解除後速やかに支線管理者を経由してセンター長に届け出なければならない。

(経費負担)

第 10 条 ネットワーク接続に関する個人負担経費は徴収しない。ただし、ネットワーク維持経費として、ネットワークスイッチ（幹線機器ではない部分）等の修理・交換の費用を実績に応じて各部局等単位で徴収するものとする。

2 各部局等が負担すべき経費の額及び分担方法は、山口大学 ICT 基盤センター運営会議の議により別に定める。

3 接続責任者は、ネットワークのマナーに留意するとともに、IP アドレスなどネットワーク資源確保の為にセンターの施策に協力しなければならない。

(許可の取消し)

第 11 条 センター長は、接続責任者がこの細則に違反し、YUNET の運用に重大な支障を来した場合は、接続の許可を取消し、又は接続を停止させることができる。

2 センター長は、ネットワーク利用に関し、部局等において教育的指導等の措置が行われたときは、部局等との協議を経て当該ホストの接続の許可を取消し、又は接続を停止させることができる。

3 センター長は、接続責任者が設置した機器等からネットワークの存続に危険をもたらす情報が発信された場合は、情報の性質に応じ、当該ホストの接続を一時的に停止させることができる。

(雑則)

第 12 条 この細則に定めるもののほか、YUNET の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 19 年 7 月 18 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。